

# 川崎市立岡上小学校 P T A 個人情報取扱細則

- 第 1 条 (目的)  
この規則は、川崎市立岡上小学校 P T A (以下「本会」と称す) の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第 2 条 (責務)  
本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
- 第 3 条 (個人情報の定義)  
個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第 4 条 (管理者)  
本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第 5 条 (取扱者)  
本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員とする。
- 第 6 条 (秘密保持義務)  
個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第 7 条 (収集方法)  
個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開する。また、円滑に P T A 活動をおこなうために以下の情報を取得する。  
1. 会員の氏名  
2. 会員の子どもの氏名・クラス  
3. 会員の緊急連絡先  
4. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第 8 条 (利用)  
取得した個人情報は以下の目的のために利用する。  
1. P T A 活動に必要な連絡網および名簿の作成  
2. P T A 会費集金、管理、その他の文書の送付
- 第 9 条 (利用目的による制限)  
本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

- 第10条 (管理)  
個人情報、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第11条 (保管および持出等)  
個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。
- 第12条 (第三者提供の制限)  
個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。  
1. 法令に基づく場合  
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合  
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合  
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 第13条 (個人情報の共同利用)  
本会は、川崎市立岡上小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。  
1. 利用する項目：第7条で定める通り  
2. 利用するものの範囲：川崎市立岡上小学校と本会  
3. 利用目的：第8条で定める通り  
4. 責任者：第4条で定める通り
- 第14条 (第三者提供に係る記録の作成等)  
個人情報を第三者（第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。  
(1) 第三者の氏名  
(2) 提供する対象者の氏名  
(3) 提供する情報の項目  
(4) 対象者の同意を得ている旨
- 第15条 (第三者提供を受ける際の確認等)  
第三者（第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。  
(1) 第三者の氏名  
(2) 第三者が個人情報を取得した経緯  
(3) 提供を受ける対象者の氏名  
(4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

- 第16条 (情報の開示等)  
本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第17条 (情報漏えい対策)  
個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 第18条 (研修)  
本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。
- 第19条 (苦情の処理)  
本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。
- 第20条 (改正)  
本会の「川崎市立岡上小学校PTA個人情報取扱細則」は、総会において改正する。

(付則)

- 第21条 本細則は、運営委員会の議を得てこれを改廃することができる。
- 第22条 本細則を改正した場合、次期総会に報告する。
- 第23条 本細則は、平成29年5月25日より施行する。
- 第24条 本細則は、令和4年4月1日より施行する。

個人情報管理者  
岡上小学校PTA会長